

名古屋市市民活動促進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会問題の解決に貢献できるNPOの成長を支援し、多様な市民活動や協働の促進を図ることにより、活力ある地域社会を実現するため、名古屋市市民活動促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 市民活動の促進に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 市民活動への支援策に関すること。
- (3) 市民活動に係る協働の促進に関すること。
- (4) その他市民活動の促進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、NPO関係者、企業関係者、市民その他市長が適当と認めるものうちから市長が委嘱する。ただし、NPO関係者及び市民委員については、公募によるものとする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 委員会は、特定の事項を検討する必要があると認めるときは、委員会の委員の一部をもって、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によってこれを決める。
- 3 部会長は、専門部会の会務を総理し、検討結果を委員会に報告する。

(関係者等の出席)

第6条 委員会、専門部会において必要があると認めるときは、関係者及び参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員及び第5条に規定する専門部会の委員の謝金は、出席1回につき11,650円とする。ただし、名古屋市職員及び愛知県職員の身分を有する委員及び名古屋市より公益法人等へ派遣されている委員に対しては謝金を支払わないものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民経済局地域振興部地域振興課において行う。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月14日から施行する。
- 2 最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。